

出産世帯を応援します(2)

【東温市出産世帯奨学金返還支援事業】

奨学金 返還費用を補助します

1. 対象者

□令和6年度に出産した世帯（児童出生の日において、夫婦どちらも35歳以下であること）

□令和7年度に出産した世帯

2. 対象要件（以下の要件すべてを満たす方）

①大学等に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けた方

②夫婦の両方、または、いずれか一方が市内に住所を有している方

③奨学金を滞滞なく返還していること

④申請時点において出生児童と現に同居し、主たる生計維持者として養育していること

⑤市税を滞納していないこと

⑥申請時点で3か月以上継続して本市の住民であること

⑦生活保護法に基づく保護を受けていないこと

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと

⑨過去に同種の補助金を受けていないこと（他の自治体等からの補助も含む）

3. 対象奨学金

●日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金

●都道府県奨学資金

●市町村奨学金

●その他奨学金に準じるもの ※1 裏面を参照

4. 助成対象期間

令和6年4月1日（親が36歳以上の場合は、令和7年4月1日）又は母子健康手帳発行日のいずれか遅い日から、対象児童が1歳に達する前日までを対象期間とします。

【例】母子健康手帳を令和6年2月28日に発行し、児童を令和6年8月1日出産した場合
→令和6年4月1日から令和7年7月31日の間に返還した奨学金が対象となります。

5. 申請回数、申請期限

出生後1年以内とし、申請は1回限りとします。

6. 補助（助成）額

夫婦1人当たり200,000円を限度に奨学金返還に掛かった費用を補助（合計額の千円未満は切り捨て）※父母ともに奨学金返還がある場合は最大40万円

7. 申請に必要なもの

□申請書兼請求書（様式第1号）

□助成金申請額内訳書（様式第2号）

□貸与機関が発行する貸与証明書の写し

□返還を証する書類（預金通帳、領収書の写し、入金一覧表等）

□貸与機関が発行する返還計画の明細写し

□振込先口座番号が分かる通帳等の写し

□配偶者等で市外に住所がある場合は住民票等生年月日が分かるもの

□母子健康手帳



いのとん©2013 東温市

<申請・お問合せ先>

〒791-0292 東温市見奈良530番地1

東温市教育委員会 保育幼稚園課 子育て支援係（市役所4階 ②番窓口）

TEL 089-964-4484



○※1 **その他奨学金に準ずるもの**…の判断としては、自らの修学等を目的として借りられた奨学金等の債務者であることが要件となります。

・母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金・修学資金)については、連帯債務者として本人が返済したものに限ります。

・教育ローン等は対象外です。

※判断に迷う場合等は、市役所保育幼稚園課までお問合せください。

○よくある質問

Q：1歳未満の児童とともに東温市へ転入してきましたが、対象となりますか？

A：他市町で同様の補助を受けていなければ対象となります。ただし、申請時点で市在住期間3ヶ月以上が必要です。母子健康手帳発行日から返還したものが対象です。

Q：奨学金を滞納していますが、対象となりますか？

A：対象となりません。申請時に滞納がない状態であれば申請できますが、過去の滞納分の清算に充てることは出来ません。

Q：多胎児の場合の補助額はどうなりますか？

A：単胎か多胎かを問わず、1回の出産につき20万円が限度です。

(父母ともに奨学金の返還がある場合は、最大40万円となります。)

Q：申請は1回限りですか。何回かに分けて申請することはできますか？

A：1回の出産につき、申請は1回限りです。

ただし、父母ともに奨学金の返還がある場合は、それぞれ別々に申請することは可能です。

※補助限度額に達していない場合に、残額を翌年度に繰り越すことは出来ませんので、ご注意ください。

<ご注意ください>

所得の取り扱いについて

本事業の助成金は一時所得として扱われるため、特別控除額(最高50万円)を超えた額については、所得税が課税されますので、確定申告をする必要があります。なお、奨学金返還への助成については非課税となる場合があるため、個別に松山税務署(089-941-9121)にご相談下さい。